

大阪弁護士会所属会員に対する業務妨害と事務職員殺害事件に関する声明

さる9月10日、当会に所属する会員の法律事務所で、事務職員が何者かに工具等で頭部を殴打され、殺害されるという事件が発生した。

本日、その犯行の容疑者が警察に出頭し、逮捕されたとの報道がなされた。

もちろん、容疑者の犯人性や犯行状況、動機、背景などについては捜査の進行及び裁判の推移を待たなければ明らかとならないところである。

しかしながら、報道のとおり、本件が、当会会員が担当していた民事事件の処理に関係したものであるとすれば、自らの要求に応じない弁護士や法律事務所事務職員に対して、要求を拒絶したことへの逆恨みから事務職員を殺害するという断じて許せない行為に及んだものである。

われわれは、このような弁護士の業務を暴力で妨害し、法律事務所の事務職員を殺害するという本件犯行について、強く抗議するものである。

いうまでもなく、弁護士は、訴訟手続や交渉を通じ、法に基づき社会の紛争を解決することを職責としており、弁護士活動の安全が確保されてこそ、力ではなく、法による解決が実現されうるものである。その意味において、弁護士が自由な活動を行うことができる環境は、健全な民主主義社会の基盤である。暴力や不当な手段による弁護士業務の妨害は、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする弁護士制度に対する不当な攻撃であり、司法制度や法秩序に対する重大な挑戦であって、決して許されるものでない。

とりわけ、われわれの業務を支えている法律事務所事務職員が攻撃の対象となり命を奪われたことについて、強い憤りを覚える。被害者のご冥福を祈るとともに、ご遺族に対して心から哀悼の意を表する。

当会は、弁護士業務への妨害に対する対策を強化するとともに、卑劣な妨害行為に決してひるむことなく、弁護士の使命を貫徹し、法の支配を実現するため邁進する決意であることをここに表明する。

2007年(平成19年)9月14日

大阪弁護士会

会 長 山 田 庸 男